

医療関連ビジネス検討委員会について

昭和63年12月27日
厚生省健康政策局指導課

1. 趣旨

近年、医療機関の業務代行など医療の周辺分野において民間ビジネスの参入が進んでいるが、これらの医療関連ビジネスについての行政的な対処方針は未だ確立されていない現状にある。医業経営の中においてどこまで外部の者に業務を委託できるか、業務委託を認める場合の基本的な条件についてどう考えるか等、医療関連ビジネスの利用に関する考え方を整理し、今後の取組方針を明らかにする必要がある。このため、医療関連ビジネス検討委員会を設け、これらについて検討することとした。

2. 医療関連ビジネス検討委員会メンバー

	岩澤英次	矢野経済研究所市場調査第6 本部長
座長	大池真澄	厚生省病院管理研究所長・元 厚生省保健医療局長
	大道 久	日本大学医学部病院管理学助 教授
	岡 英男	日本歯科医師会調査室囑託
	河北博文	日本病院会参与・河北総合病 院理事長
	川原邦彦	川原経営総合センター代表
	田中 滋	慶応義塾大学大学院経営管理 研究科助教授
	坪 武	病院システム開発研究所所長
	橋本正弘	日本医療機器関係団体協議会

経済部長・東芝メディカル経
営企画部長

秀島 宏 全日本病院協会常任理事
町田洋次 日本長期信用銀行調査グルー
プ部長

盛 宮喜 日経BP社日経メディカル編
集長

吉田晴彦 日本医師会常任理事

(印は起草小委員会委員)

3. 検討経過

昭和62年11月17日の第1回会合以降、63年12月15日の最終会合までに10回の検討を行い、その検討結果とともに、63年に3月に実施した病院業務委託状況についてのアンケートの結果に基づき報告書を取りまとめ、昭和63年12月27日に健康政策局長に報告書が提出された。

4. 報告書(目次)

はじめに

医療及び医業経営を取り巻く環境の変化

1. 社会・経済の変化
2. 医療をめぐる各種の技術進歩
3. 規制緩和・民間活力導入の潮流
医療関連ビジネスの現状
1. 医療関連ビジネスの範囲、用語の定義等
2. 医療機関の業務の外注(全面委託、代行委託、支援)の現状

3. 医療機関外での医療関連サービスの提供の現状

医療関連ビジネスについての基本的考え方

1. 医療関連ビジネスの意義及び果たすべき役割
2. 医療機関の業務の外注（全面委託，代行委託，支援）についての基本的考え方
3. 医療機関外での医療関連サービスの提供につ

いての基本的考え方

医療関連ビジネスの今後の具体的方向

1. 業界の自主努力
2. ガイドラインの策定，業者・サービスの認定制度
3. 援助措置等
病院業務委託状況アンケート（資料）

医療関連ビジネス検討委員会報告書 要旨

I はじめに

近年，医療機関の業務の外注化及び在宅患者等に対する医療機関外における医療周辺のサービス提供に関して様々なビジネスが展開してきているが，これら医療関連ビジネスについては，行政的な関与あるいは業界の自主規制を含め整合性を持った体系的が寸応が十分行われているとは言い難いのが現状であり，医療関連ビジネスの現状及び問題点を把握，整理するとともに医療関連ビジネス関係者及び行政を含めた今後の対応の方向についての基本的検討が必要であると考えられる。このような観点から，昭和62年11月「医療関連ビジネス検討委員会」が設置され，約1年間をかけて幅広く議論，検討を行ってきた。

本報告書においては，政府，医療機関，医療関連ビジネス事業者等医療関連ビジネスをめぐる関係者がこの問題を考えるに当たっての枠組みと，今後の医療関連ビジネスの基本的在り方を提示するよう努めた。

医療及び医業経営を取り巻く環境の変化

1. 社会・経済の変化

経済の高度成長を経て，わが国の国民生活は相当の水準に達し，質の高いサービスに対するニーズの高まりなど消費構造の質的な変化が生じている。このことは医療及び医療の周辺分野においても，同様であり，従来の量的な拡大から質的な充実へと転換する必要性が強まってきているものと考えられる。また，本格的な高齢化社会の到来は，在宅ケアをは

じめとする高齢者の医療及び医療関連サービスに対するニーズの質量両面での拡大及び多様化につながっていくものと考えられ，医療周辺分野における医療関連ビジネスの一層の進展をもたらすものと考えられる。他方，今後とも医療費の増高が続くことが予想される中で，医療費の効率的な使用が強く求められており，今後とも良質な医療を効率的に供給していくためには，医療関連ビジネスの活用も一つの有力な方策と考えられる。

2. 医療をめぐる各種の技術進歩

医療関連分野における各種の技術進歩の進展は，規模の経済性とあいまって医療機関の業務の外注化の促進要因となるとともに，新たな医療関連ニーズに対応することを可能とし，これらを通じ，医療関連ビジネスの市場の拡大がもたらされることが予想される。

3. 規制緩和・民間活力導入の潮流

医療及び医業経営を取り巻く様々な環境の変化に対応し，医業経営の合理化・効率化・安定化を一層進める必要があり，医療の特質を十分踏まえつつ可能な限り規制の緩和や民間活力の活性化及び新たな導入を図ることも有益なものと考えられる。

医療関連ビジネスの現状

1. 医療関連ビジネスの範囲，用語の定義等

本委員会においては，医療関連ビジネスをまず大きく次の二つに分類し検討を進めた。

A従来医療機関が自ら行っていた院内業務を全面委託，代行委託もしくは支援という形で当該医療機

関に対して提供するビジネス

B 医療機関外において、医療と密接に関連するサービスを提供するビジネス

なお、Aについては、さらにその内容に即して、①医療の一環、あるいは医学的な管理を必要とするサービス、②衛生管理、医学的な管理を受けつつも一般性のあるサービス、③経営・事務管理的なサービスの3つに分類して検討を行なった。

本報告書において、「全面委託」、「代行委託」及び「支援」という用語の定義は便宜上以下の通りとする。

全面委託：労働力、施設及び設備など業務に必要とするものすべてについて医療機関外の業者が自前のものを使用する形態。

代行委託：施設及び設備などは医療機関のものを使用し、労働力、役務のみを提供する形態。

支 援：医療機関及び従業員に対して、アドバイス、教育及び研修などを行う形態。

以上の分類によって、現在の医療機関の業務の外注の主要な形態を整理、要約すれば、次の表のようになる。

医療機関の業務の外注の形態

	具体的業務の例	全面委託	代行委託	支援
医療の 一環	検体検査	◎	○	—
	患者給食	×	◎	—
衛生 管理的	清 掃	◎	○	○
	消毒、滅菌	○	◎	—
	洗 濯	◎	○	—
経営・事務 管理的	医療事務	△	◎	△
	経理事務	○	○	○
	経 営	×	×	◎

◎可能であり、実態も多い。○可能。△実態は少ない。
×認められていない、もしくはありえない。—実態不明。

2. 医療機関の業務の外注及び医療機関外での医療関連ビジネスの現状

昭和63年3月に病院における業務の外注の実態等を把握するために実施した病院業務委託状況アンケートの結果等に基づき、検体検査業務、患者給食業務、病院経営コンサルタントへの依頼等についての現状を分析した。また、在宅療養機器、民間救急、

医療情報サービス業等医療機関外での医療関連サービスの提供についての現状を分析した。(→別紙医療関連ビジネスの現状)

IV 医療関連ビジネスについての基本的考え方

1. 医療関連ビジネスの意義及び果たすべき役割

医療機関は、医療に対する国民ニーズの多様化・高度化への対応、医業経営の合理化・効率化・安定化の推進など様々な対応を迫られているが、医療機関がこれらすべてについて自らの医療資源を使う形で対応するというにはなかなか困難な面があるものと考えられる。

このようなことから、医療関連ビジネスを活用することにより、より良質な医療の提供や、医業経営の合理化・効率化・安定化が進められるのであれば、医業経営にとっても、また医療サービスを受ける患者の立場からみても医療関連ビジネスの活用意義。役割は大きなものがあると言え、積極的に対応することが望ましい方向と言える。

また、医療機関外においてサービスを提供する医療関連ビジネスについては、高齢化の進展等を背景に、特に在宅ケアの面を中心としたサービス提供という観点から、今後の果たすべき意義・役割が大きくなっていくことが予想される。

利用者たる国民や有力なサービス提供者たりうる医療機関に対して必要な知識や情報を提供するシステムの整備を図るとともに、医療、保健、福祉各分野の連携のとれた適切なサービスが提供されるようサービス間の適切な調整を図っていくことが必要である。

また、医療機関が訪問看護を専門に行う看護婦に訪問看護を委託し、医療機関の主治医の指示の下に継続的な訪問看護サービスが提供できるような方策について検討を行うことも必要であろう。

2. 医療機関の業務の外注（全面委託、代行委託、支援）についての基本的考え方

医療機関が従来自ら行ってきた院内業務を外注することをどこまで認めるべきかについては、医療そのものの外注あるいは医業経営の主体性の喪失につながるような経営代行的な外注については今後とも認めるべきではない。しかし、それ以外のものにつ

いては、提供されるサービスの質を十分確保することを前提として原則として外注を行ってもさしつかえないものとする。

3. 医療機関外での医療関連サービスの提供についての基本的な考え方

医療機関外で提供される医療関連サービスは、今までなかった新しい種類のサービスであるとともに医療と密接に関連するサービスであることから、現行法規に抵触することのないよう十分な配慮が必要であるが、一方でこれらのビジネスの進展を予期せずに制定されている現行の種々の規制を再検討する必要性が生じていると考えられるものもある。

提供されるサービスの質の確保を十分に行う観点から、かえって従来以上に厳しい規制を必要とする場面も考えられるが、原則的には提供されるサービスの質の確保を前提として一定の規制緩和を行い、その育成、発展を図っていくことが必要であると考えられる。

医療関連ビジネスの今後の具体的な方向

1. 業界の自主努力

利用者である医療機関や患者の信頼を得るとともに、利用者が医療関連ビジネスを利用しやすいものとするためには、たとえば、関係業者が自ら集まって業界団体を結成し、医療関係者や行政サイド等と緊密な意思疎通を図りつつ、利用者の要望やニーズを業界全体に浸透させるとともに、業界全体のレベルアップを目指した各種の啓蒙的活動を展開することが考えられる。

2. ガイドラインの策定、業者・サービスの認定制度

利用者の信頼を得、医療機関ビジネスを利用しやすくしていくためには、業界の自主的、自発的な努力のもとに業界ごとに業者が守るべきガイドラインの作成や業者・サービスの認定の実施等も有効である。アンケートにおいても、医療関連ビジネスに対する要望として、病院側からは業者の選定基準、業者に関する情報、業者の認定制度等を求める声が多く、提供サービスの質の確保・業務内容評価等の具体的基準及び責任の在り方について契約行為の中で

明確化することを含めたモデル契約書の作成等について各業界ごとに検討を行う必要があると考えられる。

3. 援助措置等

医療関連ビジネスで多額な設備投資を要するものについては、その普及を図り、良質なサービスを継続的に提供できるように、社会福祉・医療事業団による公的融資制度の導入等が検討されるべきである。

また、国民により良い医療サービスを提供することに資する医療関連ビジネスについては、その公共的性格、さらには高齢化社会を迎えて医療関連ビジネスの健全な育成を図っていくという政策的な意義等に鑑み、サービス提供者サイドにおける減価償却資産の特別償却制度の適用や利用者サイドにおける医療費控除の対象拡大など税制面での優遇措置を講ずることを検討していくことも必要であると考えられる。

さらに、現在の医療をめぐる各種の規制の中には制定当時の妥当性をもっていたが時代の推移に伴い社会経済の実状に合わなくなってきているものも見られる。このようなものについては、あくまで良質で効率的な医療を提供するという原則は堅持しつつも、再検討を加えた上で、規制の緩和を行えるものについては緩和を図っていくことも必要である。

特に、現行制度との関連では業務範囲が厳しく制限されている医療法人について、医療と密接に関連のある分野を中心とした業務範囲等についての検討が必要であると考えられる。

ただし、医療法人の業務は、あくまで良質で効率的な医療の提供を第一義とするものであり、健全な医業経営を行う上で悪影響を及ぼすような事業や医業を従としてしまうような大規模な事業を行うことは認めるべきではない。

これらを考慮すれば、医療の分野と密接に関係のある業務を付帯業務として認める等の現行制度の運用の緩和を図ることが考えられる。また将来的には、有料老人ホームの経営等福祉的の分野における事業の実施を含めた業務範囲についての検討を行うことも考えられよう。

医療関連ビジネスの現状

1. 医療機関の業務の外注（全面委託，代行委託，支援）の現状

（1）医療の一環，あるいは医学的な管理を必要とするサービス

検体検査業務

昭和61年度における検査料の額を国民医療費及び社会医療行為別調査によって推計すると1兆8,605億円であり，その国民医療費に占める割合は10.9%となっているが，このうち検体検査は64.0%を占めている。

検査料については，昭和58年度までは2桁台の高い伸び率を維持してきたが，その後の診療報酬改定における検査料の適正化等を反映して近年伸び率は鈍化してきている。

また，従来，衛生検査所における極端な値引き競争に関しては，精度管理面の問題が指摘されてきたが，昭和61年4月の臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部改正に伴う衛生検査所指導要領の策定や昭和63年4月の診療報酬改定に伴い検査料が新たに検体検査実施料と判断料に区分されたこと等により，今後は適正な競争を維持しつつ，精度管理面での改善が期待できるものと思われる。

業務の外注状況については，病院業務委託状況アンケート結果（別表29.1，29.2以下単に「アンケート」という。）によると，各業務の中でも検体検査業務が一番多く外注されており，外注している病院の割合は97.7%に達している。

なお，内容的には，全部委託よりも一部委託が圧倒的に多く83.3%に当たる1,348病院が行っており，業務委託割合は，病床規模に比例して高くなる傾向が見られる。

患者給食業務

患者給食は，医療の一環としての性格を有していることから，従来，原則として，病院自ら全ての給食業務を行っていた。しかし，医療に対する国民のニーズの多様化，高度化，近時における食品加工・保存技術及び調理技術の進歩，衛生思想の普及等に

加え給食業務の一部委託について基本的な考え方を明確にした厚生省健康政策局長通知等もあり，患者給食業務の外注（「代行委託」形態）が比較的近年になって行われた。

患者給食は医療の一環ということもあり，業者については他の産業給食にはない能力が求められる。

また，患者ニーズに応える適温適時給食，複数メニュー方式等のノウハウの開発，蓄積も欠くことのできないものであり，従来の産業給食業者以外にも商社，大型小売店舗業など異業種から患者給食に新規参入する事例も見られる。

昭和61年度における給食料の額を国民医療費及び社会医療行為別調査によって推計すると1兆753億円であり，その国民医療費に占める割合は6.3%となっており，その割合は年々高くなっている。

業務外注の実施状況については，アンケート（別表15.1，15.2）によると，比較的業務外注の実施時期が新しいことから191病院11.8%と少なく，今後外注を予定していると回答した病院14.8%を合わせても26.6%に留まっている。

（2）衛生管理，医学的な管理を受けつつも一般性のあるサービス

清掃業務

アンケート（別表6-1・6-2，7-1・7-2）によると清掃業務は，昭和50年代（504病院44.9%）から外注が行われ，外注後の経過年次も10年以内が545病院48.6%となっている。

清掃業務については単に塵埃を除去するだけでなく，院内のアメニティ，病室，調剤室，手術室等の清掃する場所に応じた医療面に対する配慮のある清掃ノウハウが求められるようになっており，これに対応して業者が清掃に関するシステム，人材，技術等を体系的に開発したことが，昭和50年代の急激な外注化につながったものと考えられる。受注形態については，医療面に対する配慮を必要とする清掃ノウハウに精通したマネージャー1名を病院に常駐させ，病院の清掃職員に対するマネジメントだけを行うもの（「支援」形態）と，マネージャー及び清掃

要員をワンセットのチームとして受託するもの（「全面委託」又は「代行委託」形態）の二通りの形態がある。

病院清掃業者の多くはいわゆるビルメンテナンス業者であり、異業種からの参入は少ない。

業務外注の実施状況は、アンケート（別表39 - 1, 39 - 2）によると、1,618回答病院のうち1,122病院69.3%が外注を行っており、病床規模に比例して外注の割合が高くなっている。

消毒・滅菌業務

一般に病院業務の外注形態は、業者の従業員が病院に常駐するもの（「代行委託」形態）と、受託した業務を業者の事業所で履行するもの（「全面委託」形態）との二通りの形態がある。

消毒・滅菌業務は、前者の形態による中央材料室業務、オートクレーブの操作等がほとんどであったが、最近になって手術器材等の汚染された大型の器材を業者の事業所に搬送して消毒・滅菌を行う後者の形態も行われるようになってきた。

後者の形態が可能となったのは、汚染された器材を院外に搬出する技術及び消毒・滅菌から器材使用に至るまでの一貫した管理システムが確立したことによるが、現在のところ、こうした形態をとっている業者数は全国でまだ数社程度にすぎない。

今後の事業展開としては、消毒・滅菌業務に精通した業者の従業員を病院に常駐させることにより、病院内・病院外で消毒・滅菌を必要とする器材を一括した受注及び器材保管管理、手術器材のセッティング等の付随業務を含めた総合的な業務受託が増えてくるものと予想される。

なお、アンケート（別表47 - 1, 47 - 2）によると、消毒業務を外注している病院は、479病院29.6%となっている。

洗濯業務

洗濯業務は、寝具類の賃借と不可分の関係にあり、古くから行われている業務の外注の一つであり、アンケート（別表26 - 1・26 - 2, 23 - 1・23 - 2）によると、洗濯業務1,227病院75.8%、寝具等賃借1,537病院95.0%と極めて高率で外注が行われている。両者はいずれも成熟度が高く、今後高い成長率は望めないにせよ、診療報酬点数上の評価もあり、業務の安定性は高い。

病院における洗濯業務の外注については、昭和59

年4月厚生省医務局総務課長通知により、病院寝具類の受託洗濯施設に関する基準、モデル契約書及び代行保証について定められており、全国的に標準化したサービスが受けられる体制となっている。

業務外注割合は、開設者別の差異はなく、病床規模に比例して高くなっており、業務外注方法では、業者洗濯施設によるものが1,165病院94.9%と高くなっている。

(3) 経営・事務管理的なサービス

医療事務

業務の外注の実施状況は、アンケート（別表34 - 1, 34 - 2）によると、13.2%と低いが実施の85.0%が昭和50年代以降に集中（別表6 - 1, 6 - 2）していることからわかるように、比較的新しい業務分野であり、OA機器の普及に伴うソフト開発等の技術革新とあわせ、今後は業務の外注が一段と進むものと予想される。業務外注の種類（別表35 - 1, 35 - 2）については、レセプト作成73.1%、外来医事業務40.3%等となっている。

病院経営コンサルタント

病院経営コンサルタントも、患者給食及び医療事務等と同じく比較的新しい業務であり、コンサルタントへの依頼実施の75.8%が昭和50年代以降に集中（別表6 - 1, 6 - 2, ）しているが、これは医療経営を取り巻く環境が厳しくなり、経営の安定化、効率化の必要性が高まってきていることに対応するものと思われる。

また、依頼状況はアンケート1,618回答病院（別表12 - 1, 12 - 2）のうち依頼している138病院8.5%であり、以前に依頼したものを含めても17.3%と少ないが、11.5%の病院が今後依頼する予定としている。

病院経営コンサルタントは、公認会計士、税理士といった職業会計人が絶対数として多く、最近になり大手建設会社や商社等が参入してきているが、医療の分野は比較的新しいコンサルティングの領域であることから、すべてのコンサルタントが医療の特質を踏まえた病院経営のコンサルティングを必ずしも確立している訳ではないと言われている。

2. 医療機関外での医療関連サービスの提供の現状

(1) 在宅療養機器

科学技術の進歩は、医療技術のみならず医療機器等の分野においても大きな技術進歩をもたらしている。

従来医療機関に限定されていた療養についても、近年、これらの医療機器を使用した在宅における療養も可能となり、公的保険の給付が行われるものもでてきている。

その主なものとしては、酸素濃縮装置による在宅酸素療法が挙げられるが、今後、医療技術・機器の発達等に伴い給付対象機器の拡大も考えられる。

アンケート1,618回答病院のうち関連事業として、酸素濃縮機器等貸付・斡旋（別表48-1, 48-2）を実施しているのは278病院17.2%であり、事業化を検討中と回答したのは198病院12.2%となっている。

(2) 民間救急

従来主としてタクシー業界が患者の通院、転院等の需要に応じ、患者輸送寝台車による搬送を行っていたが、近年、夜間休日等における緊急度が低い在宅の寝たきり患者等の医療機関への搬送を中心とする会員制の新たな民間救急サービスが展開してきている。

この分野については葬儀社、互助会等異業種からの参入が盛んであり、搬送サービスに付加される種類のサービスが模索されている段階であると言われ

るが、今後の高齢化の進展、寝たきり老人の増加、在宅療養に対するニーズの高まり等を勘案すれば、潜在的な需要は大きいものと考えられる。

なおアンケート（別表47-1, 47-2）によると、1,618回答病院のうち患者搬送業務を外注しているのは152病院9.4%であった。

(3) 医療情報サービス

近年の情報、通信分野の技術革新は、目ざましいものがあり、情報をデジタル化することによって、大量の情報を迅速に送信し、かつ、正確に処理することが可能となってきている。

医療分野においても、医療技術の進歩、高度化にあわせ、緊急性のある医療情報を的確に保存管理を行い、有効に活用することが求められている。

医療機関向けのパソコン使用による医学文献検索システム、患者管理システム、薬剤管理システム等の単体ソフトが開発・販売されている。また、一方キャプテン、CATV等のニューメディアを利用した医療情報の提供も行われている状況にある。

高度情報化社会の到来に伴い、医療の分野においても利用者のニーズに対応した医療情報を広域的に供給する付加価値通信網が出現することも考えられる。

また、現在一部であるが、臨床情報、薬剤情報、患者情報、受療・検査予約等の各種情報を担当者が端末機で直接入力し、一括集中管理・処理する院内情報システムが実用化されており、今後各病院の規模等に応じた院内情報のネットワークシステムの開発、普及が進んでいくものと予想される。